

相模原市監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定により、相模原市職員措置請求の監査結果の勧告に基づく措置について、平成 22 年 3 月 24 日付けで相模原市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 22 年 3 月 26 日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

(通知内容)

相模原市職員措置請求の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 22 年 2 月 10 日付け F No. 0・8・1 で勧告のあったことについて、次のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定に基づき通知します。

1 勧告に対する措置

勧告の内容	措置状況
<p>(ア) 措置すべき事項</p> <p>「あすの相模原を築く市民連合」の平成 19 年度分及び平成 20 年度分のかながわの水調査チームに支出した資料作成費において、地方自治法第 208 条、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程等に定める手続き違反があり政務調査費の違法な支出として認められる 8 万円について、返還請求等の必要な措置を講じること。</p> <p>なお、必要な措置を講じるに当たっては、あらかじめ、自主的な収支報告書の修正及び修正後の収支報告書に基づく残額の返還の機会を与えられたい。</p> <p>(イ) 措置期限</p> <p>平成 22 年 3 月 25 日</p>	<p>平成 22 年 2 月 10 日付けで通知された相模原市職員措置請求に係る監査結果について、平成 22 年 2 月 12 日に関係人である「あすの相模原を築く市民連合」の代表者ほかに申し伝えるところ、平成 22 年 3 月 11 日付けで、自主的に平成 19 年度及び平成 20 年度政務調査費収支報告書を修正するとともに、修正後の収支報告書に基づき、平成 19 年度分の残余の額を返還する旨の文書が議長に提出され、翌 3 月 12 日、その文書の写しが市長に送付されました。</p> <p>修正された収支報告書は、支出科目として資料作成費から、かながわの水調査チームに対し支出された平成 19 年度分の 3 万円及び平成 20 年度分の 5 万円を減額し、政務調査費決算額を平成 19 年度は 5,412,585 円</p>

	<p>に平成 20 年度は 6,086,461 円にそれぞれ修正するものであり、市長としてはこの修正報告を受理し、同報告に基づき平成 22 年 3 月 16 日に市民連合より平成 19 年度分の 3 万円が返還されたことを確認しました。</p> <p>なお、平成 20 年度分につきましては、修正後の決算額が交付された政務調査費の額の 6,000,000 円を上回っていることから実質的な返還額は生じないこととなります。</p> <p>このことにより、市長からの返還措置を講ずる必要がなくなりました。</p>
--	--

2 その他の事項（意見及び要望について）

監査結果に付された意見及び要望について、市長として次のとおり対応を図りました。

意見及び要望（要旨）	対応状況
<p>1 意見について</p> <p>(1) 議長及び市長は、平成 19 年度及び平成 20 年度の資料作成費を調査委託料として執行した場合の成果品の有無及び提出時期について検証の必要がある。</p> <p>(2) 政務調査費は、原則として地方自治法第 208 条の会計年度独立の原則の適用があり、当該年度中に契約の履行が完了したときに充当できることを政務調査費マニュアルに明記するなど周知徹底を図る必要がある。</p> <p>2 要望について</p> <p>(1) 議長に対する要望 年度をまたいで継続した調査委託を実施する場合等の政務調査費充当の考え方の整理及び用途にかかる審査の厳格化を図られたい。</p> <p>(2) 市長に対する要望 資料作成費の支出について、成果品があること、成果品が年度内に完成していることなど具体的な審査を実施されたい。 また、財務会計行為執行のチェック体制を確立されたい。</p>	<p>1 の(1)について 平成 19 年度及び平成 20 年度に調査委託料を支出した「あすの相模原を築く市民連合」並びに平成 20 年度に調査委託料を支出した「民主クラブ」の関係書類を検証し、該当する成果物の存在及び年度内の提出を確認しました。</p> <p>1 の(2)、2 の(1)、(3)について 政務調査は、市政に係る政策課題について様々な観点から多様な手法により議員の自主性・自律性に基づき議員の責任において実施されているものであり、政務調査費の支出にあたっては基本的には議員の責任と良識に委ねられるべきものであると認識をしているところであります。 しかしながら、市民への説明責任や用途の透明性確保の観点から、議長に対し、2 月 24 日付け文書において、措置勧告とともに付された意見・要望にかかる適正な運用とともに議会内各党派等への周知徹底を要請しました。</p> <p>2 の(2)について 政務調査活動の自主性、自律性を制限</p>

<p>(3) 会派及び議員に対する要望</p> <p>今後の政務調査費の執行に当たり、その使途や支出の合法性及び妥当性について透明性を十分確保されたい。</p>	<p>することのない範囲で、すでに実施しております予備審査の継続的な実施や審査に要します事務フロー(チェックリスト)項目の充実などを図り、審査時における成果品の有無、完成時期及び契約書との合致の確認を確実に実施するとともに複数の職員による財務会計行為の確認を徹底します。</p>
--	---

以 上